

# 大町市スポーツ少年団表彰規程

## (総則)

第1条 大町市スポーツ少年団規程第4条(4)に基づく事業を行うため、この規程を定める。

## (目的)

第2条 本団は、この規程の定めるところにより、スポーツ少年団の普及振興に功績のあった団員及び指導者、または単位スポーツ少年団及び単位育成母集団等を表彰するほか、上部団体等に関する表彰について推薦を行う。

## (表彰基準)

第3条 前条に定める表彰の基準は、次の各号の該当者とする。

### 2 優秀賞（優秀団員賞・優秀指導者賞）

#### (1) 団員

スポーツ少年団員として3年以上登録し、その活動実績が他の団員の模範となり、単位スポーツ少年団の指導者が表彰するに値すると推薦したもの。

または、当該登録年度において、特に活動実績が他の団員の模範となり、単位団の指導者が表彰するに値すると推薦したもの。

#### (2) 指導者

スポーツ少年団の指導者として5年以上登録し、誠実熱心に団員の指導をしたもの。

または、当該登録年度において、特に活動実績が他の指導者の模範となると、市スポーツ少年団で判断したもの。

### 3 優良団体賞（優良スポーツ少年団賞・優良育成母集団賞）

#### (1) 単位スポーツ少年団

単位スポーツ少年団として5年以上登録し、その活動実績が他の単位スポーツ少年団の模範となると、市スポーツ少年団で判断したもの。

または、当該登録年度において、特に活動実績が他の単位スポーツ少年団の模範となると、市スポーツ少年団で判断したもの。

#### (2) 単位育成母集団

単位育成母集団として、市スポーツ少年団の主催する行事等への、企画運営に積極的に貢献したもの。

または、その活動実績が他の単位育成母集団の模範となると、市スポーツ少年団で判断したもの。

### 4 栄誉賞

スポーツ少年団団員並びに指導者として、10年以上登録をし活動したもの。

または、日本スポーツ少年団の主催する、全国規模の大会並びに研修会等に、県スポーツ少年団を代表し参加した、団員並びに指導者及び単位スポーツ少年団。

## 5 有功賞

市スポーツ少年団の普及と振興に、特に貢献を受けた個人または団体。

( 表彰の内申 )

第4条 表彰の内申は、毎年度内において単位スポーツ少年団の代表者から本団本部長に申請書を提出する。その提出日は別途協議する。

( 表彰の審査及び推薦 )

第5条 本団表彰の審査及び大町市スポーツ協会等、関係機関団体の表彰者の推薦は、市本部員会で審査する。

### 附 則

この規程は、昭和63年5月9日から施行する。

#### 規程改正経過

昭和63年	5月9日	制 定
平成19年	4月23日	一部改正
令和5年	4月25日	一部改正